

○広島大学長表彰要項

(平成 16 年 4 月 1 日学長決裁)

改正 平成 19 年 3 月 12 日 一部改正 平成 20 年 3 月 31 日 一部改正
平成 21 年 3 月 31 日 一部改正 平成 28 年 4 月 1 日 一部改正
平成 28 年 10 月 7 日 一部改正 平成 30 年 5 月 31 日 一部改正
平成 30 年 10 月 1 日 一部改正 令和 2 年 4 月 1 日 一部改正

広島大学長表彰要項

(趣旨)

第 1 広島大学職員表彰規則(平成 16 年 4 月 1 日規則第 96 号)に基づく広島大
1 学長表彰(以下「学長表彰」という。)に関する手続については、この要項
の定めるところによる。

(表彰の基準)

第 2 学長表彰は、次の各号のいずれかに該当する広島大学の発展に貢献した
2 役員、職員及び学外の個人並びにこれらの者を構成員とする団体に対して
行う。

- (1) 社会活動において、顕著な功績があったと認められるもの
- (2) 教育研究活動において、顕著な功績があったと認められるもの
- (3) 課外活動の振興に顕著な功績があったと認められるもの
- (4) 医療活動において、顕著な功績があったと認められるもの
- (5) 教育研究等支援活動において、顕著な功績があったと認められるもの
- (6) 大学改革の推進等において、顕著な功績があったと認められるもの
- (7) その他前各号と同等の功績等により学長表彰に値すると認められるもの

(候補者の推薦)

第 3 学長は、理事及び部局等の長(以下「理事等」という。)に対し広島大学
3 長表彰被表彰候補者推薦調書(別記様式。以下「推薦書」という。)により
学長表彰の候補者(以下「候補者」という。)の推薦を求める。

2 理事等は、前項の推薦を求められたときは、第 2 各号のいずれかに該当
すると認めるもののうちから原則として 1 人を候補者として学長に推薦す
ることができる。

(選考委員会)

第 4 学長は、理事等から推薦のあった候補者のうちから学長表彰の被表彰者
4 を選考するため、学長表彰候補者選考委員会(以下「選考委員会」とい
う。)を設置する。

2 選考委員会は、次に掲げる委員で組織する。

- (1) 理事

(2) 副学長(学術院担当)

- 3 選考委員会に委員長を置き、理事(財務・総務担当)をもって充てる。
4 委員長は、委員会を招集し、その議長となる。
5 選考委員会は、候補者のうちから5人程度を選考し、当該候補者の推薦書に推薦順位を付して、速やかに学長に報告する。

(被表彰者の決定)

- 第 学長は、第4で選考した候補者及び学長が第2の表彰の基準に該当する
5 と認めたものの中から、若干人を学長表彰の被表彰者として決定する。

(表彰の方法)

- 第 学長表彰は、学長が被表彰者に表彰状を授与することにより行う。
6
2 学長は、前項の表彰状に併せて記念品等を贈呈することができる。

(表彰の時期)

- 第 学長表彰は、原則として毎年11月に行う。

7

(特別の表彰)

- 第 第2から第7までの規定にかかわらず、学長が特に必要と認めた場合
8 は、特別に表彰を行うことができる。
2 前項の表彰に関し必要な事項は、別に定める。

(事務)

- 第 学長表彰に関する事務は、財務・総務室人事部福利厚生グループにおい
9 て処理する。

(雑則)

- 第 特別の事情によりこの要項によることができない場合又はこの要項によ
10 ることが著しく不適當であると学長が認める場合は、別段の取扱いをすることが
ことができる。

附 則

この要項は、平成16年4月1日から施行する。

附 則(平成19年3月12日 一部改正)

この要項は、平成19年4月1日から施行する。

附 則(平成20年3月31日 一部改正)

この要項は、平成20年4月1日から施行する。

附 則(平成21年3月31日 一部改正)

この要項は、平成21年4月1日から施行する。

附 則(平成 28 年 4 月 1 日 一部改正)

この要項は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 28 年 10 月 7 日 一部改正)

この要項は、平成 28 年 10 月 7 日から施行する。

附 則(平成 30 年 5 月 31 日 一部改正)

この要項は、平成 30 年 5 月 31 日から施行する。

附 則(平成 30 年 10 月 1 日 一部改正)

この要項は、平成 30 年 10 月 1 日から施行する。

附 則(令和 2 年 4 月 1 日 一部改正)

この要項は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

別記様式(第 3 第 1 項関係)

広島大学長表彰被表彰候補者推薦調書

[別紙参照]